

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

1 趣旨

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

2 事業概要

(1) 低所得のひとり親世帯分

	①	②	③
支給対象者	令和5年3月分児童扶養手当受給者	公的年金等の受給により、児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。	食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の支給を受けている方と同じ水準となる者
給付額	児童一人当たり5万円		
周知方法	個別に支給案内	個別に申請案内	市HP、公式SNS、広報いみず、窓口等で制度周知
申請手続き	申請不要	申請必要 (申請期限：令和6年2月29日)	
支給方法	児童扶養手当登録口座に振込	申請口座に振込	
支給時期	5月下旬	可能な限り速やかに支給	

520世帯 児童800人

(2) その他低所得の子育て世帯分

	①	②
支給対象者 ※ひとり親世帯分の支給対象者を除く	令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した世帯 (児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けかつ令和4年度分の住民税(均等割)が非課税)	①を除く保護者で、 令和5年度分の住民税(均等割)が非課税の者 または、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度分の住民税(均等割)が非課税である者と同様の者
支給対象児童	※平成16年4月2日(障害児の場合は平成14年4月2日)から令和5年2月28日までに出生した児童	平成17年4月2日(障害児の場合は平成15年4月2日)から令和6年2月29日までに出生した児童 (0歳から今年度18歳(障がい児は20歳)の誕生日を迎える児童)
給付額	児童一人当たり5万円	
周知方法	個別に支給案内	市HP、公式SNS、広報いみず、窓口等で制度周知
申請手続き	申請不要	申請必要 (申請期限：令和6年2月29日)
支給方法	児童手当又は特別児童扶養手当登録口座に振込	申請口座に振込
支給時期	5月下旬	可能な限り速やかに支給

350世帯 児童630人

3 補正予算額(事業費分、事務費分ともに全額国庫補助)

事業費(給付金支給額)	71,500,000円	(870世帯 児童1,430人)
事務費	1,869,000円	
合計	73,369,000円	